

市立旭川病院中期経営計画の追加事項

1 経営形態の見直しについて

病院事業に地方公営企業法の全部適用(いわゆる「全適」)をすることは、病院現場に専門知識のある経営責任者を「管理者」として配置し、管理者の総合指揮の基に自立的かつ効率的に事業を推進しようとするものであります。

市立旭川病院では、平成21年度から全適としての経営形態にいたします。

2 一般会計繰入金の項目

病院事業債元利償還金のうち原則2/3(14年度以前分)ないし1/2(15年度以降分)相当額

救急医療の確保に要する経費(救急医療空床確保分)

保健衛生行政事務に要する経費(集団検診・医療相談等についての不採算経費)

高度・特殊医療に要する経費(精神病院の運営に要する費用、リハビリテーション医療に要する費用、小児医療に要する経費、研究研修に要する経費、病理解剖等)(不採算経費)

看護師養成に要する経費(保健衛生行政の事務に要する経費に準じる)(不採算経費)

医療情報システム整備に要する経費(起債償還元利金に準じ、原則償還相当額の1/2)

院内保育所の運営に要する費用(交付税措置分相当額)

附属診療所の運営に要する経費(不採算経費)

医科大学臨床医学教育費(保健衛生行政の事務に要する経費に準じる)(不採算経費)

基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費(職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額)

児童手当に要する経費(職員に係る児童手当の額)

病院の建設改良に要する経費の原則1/2(起債分を除く)

3 再編・ネットワーク化

自治体病院等の機能の維持や連携及び広域化等の推進を図るため、「上川中部地域自治体病院等広域化・連携検討会議」を設置し、医療連携・広域化等について検討を行っています。また、旭川市には市立旭川病院を始め、旭川医大病院など高度な機能を有する病院が集中しており、その中で市立旭川病院は、区域の中核病院としての役割を果たしており、引き続き一定の機能の維持に努めながら、区域内の医療機関と連携を図っていきます。

4 収支計画について

収支計画については、病院改築に伴う減価償却費の負担が大きいため、計画期間中の経常黒字達成は難しい状況にありますが、平成24年度以降は減価償却費が大きく減少する見通しであり、引き続き経常黒字を目指して収益的収支の改善に努めていきます。

市立旭川病院 中期経営計画

平成21年(2009年)3月

市立旭川病院事務局 経営管理課

〒070-8610 旭川市金星町1丁目1番65号

電話 0166-24-3181 ファクシミリ 0166-27-8505

Eメール h_keieikanri@city.asahikawa.hokkaido.jp